（特定共通構造部の型式の指定に係る手数料の減額）

第四条　（略）

（特定改造等の許可に係る手数料の減額）

第五条　令第二条第二項の表備考第三号の国土交通省令で定める書類は、次の各号のいずれかに該当することを証する書類とする。

一　申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた自動車が、法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものであること。

二　申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた特定共通構造部が指定特定共通構造部であること。

三　申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた特定装置が指定特定装置であること。

２　令第二条第二項の表備考第三号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合　特定改造等自動車審査試験項目のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額の合計額から一万四千円を減じた額

二　前項第二号又は第三号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　特定改造等自動車審査試験項目のうち当該書類を添えて申請することにより試験を行う必要がないものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額の合計額

ロ　一万四千円に申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた指定特定共通構造部（法第七十五条の二第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十一万千円に当該指定特定共通構造部（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び一万四千円に申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第三条　道路運送車両法関係手数料規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
（審査試験項目及び審査試験項目別費用額） **第一条**　道路運送車両法関係手数料令（以下「令」という。）第三条第二項の表一の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。	（審査試験項目及び審査試験項目別費用額） **第一条**　道路運送車両法関係手数料令（以下「令」という。）第二条第二項の表一の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。

（特定共通構造部の型式の指定に係る手数料の減額）

第三条　（略）

（新設）